

2010(平成22)年3月24日

獨協大学大学院法務研究科
再評価報告書

財団法人日弁連法務研究財団

第1	評価結果	1
第2	分野別評価（評価結果の概要）	2
第3	評価基準項目毎の評価	3
第3分野	教育体制	3
3 - 1 - 1	専任教員の数	3
3 - 1 - 2	専任教員の必要数	4
3 - 1 - 3	実務家教員の割合	6
3 - 1 - 4	教授の比率	7
3 - 1 - 5	教員の年齢構成	8
3 - 1 - 6	教員のジェンダー構成	9
3 - 2 - 1	担当授業時間数	10
3 - 2 - 2	教育支援体制	12
3 - 2 - 3	研究支援体制	14
第4	再評価のスケジュール	16

第1 評価結果

再評価の結果，獨協大学大学院法務研究科は，財団法人日弁連法務研究財団が定める第3分野の法科大学院評価基準に適合していると判断する。

第2 分野別評価（評価結果の概要）

当財団が定める法科大学院評価基準に従い、各評価基準項目に対する評価を、分野別に総合した結果及び総評は以下のとおりである。

第3分野 教育体制

【各評価基準項目別の評価結果】

3 - 1 - 1	専任教員の数	適合
3 - 1 - 2	専任教員の必要数	適合
3 - 1 - 3	実務家教員の割合	適合
3 - 1 - 4	教授の比率	適合
3 - 1 - 5	教員の年齢構成	A
3 - 1 - 6	教員のジェンダー構成	C
3 - 2 - 1	担当授業時間数	B
3 - 2 - 2	教育支援体制	B
3 - 2 - 3	研究支援体制	B

【分野別評価結果及び総評】

第3分野の評価結果は C である。

2007年度認証評価に比して、教育支援体制・研究支援体制・ジェンダー構成は改善が見られるが、専任教員の必要数について、2009年4月から同年9月までの間民事訴訟法の専任教員が不在となったことは、この間においては教員体制の不安定さがなおも解消されておらず、問題であったといわざるを得ない。

しかしながら、欠員に至った経緯、必修科目の民事訴訟法は同年秋学期の開講であるため非常勤講師が必修科目を担当する事態は避けられていること、不在期間中、現在の専任教員が非常勤講師として週2日間当該法科大学院に勤務し、さらに、非常勤講師であるが例外的に教員研究室の使用を認めるなどして、学生が質問しやすい環境を整えてきたこと、民事訴訟法演習を共同で担当してきた実務家専任教員1人も質問に対応して補完してきたこと等にかんがみ、基準不適合とまではいえないと判断した。

第3 評価基準項目毎の評価

第3分野 教育体制

3 - 1 - 1 専任教員の数

(評価基準) 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院は、専任教員数は16人で、内訳は研究者専任教員10人、実務家専任教員6人(うち2人はみなし専任教員)の構成である。

実務家専任教員につき、当該法科大学院における身分は、4人が特任教授、残り2人のみなし専任教員のうち1人が客員教授、1人が客員准教授である(他に客員教員が2人置かれている)。

特任教員及び客員教員については、それぞれ規程、内規がある。いずれも3年の任期付きで、教授会での議決権については制限があるが、教授会には通常は出席している。給与は年俸制で賞与はなく、また委員会業務は専任教員に準じるものとされているが、実際の運用上、特任教員が専任教員と同様に学生・教務・FD等の委員会に所属する一方、客員教員は学内委員会には所属していない。入試の面接には、特任教員及び客員教員ともに参加することとされている。なお、客員教員には、個人研究費の割り当てはない。

以上により、学生に対する教員の割合を算定すると、当該法科大学院の学生の収容定員は150人であるから、学生9人に対し専任教員1人の割合となっている。

なお、専任教員の教員適格性については、研究業績、教育業績、実務業績から多角的に検討したが、特に問題のある専任教員は見られなかった。

2 当財団の評価

教員適格のある専任教員が必要な数確保されている。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

教員人数割合について基準を満たしている。

3 - 1 - 2 専任教員の必要数

(評価基準) 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1 当該法科大学院の現状

2007年度認証評価(以下「本評価」という。)における現地調査時に着任していなかった刑事訴訟法の専任教員は、2008年4月に着任し、現在に至るまで毎学期授業を担当している。

当該法科大学院の法律基本科目における必要専任教員数及び実員数は以下のとおりであり、現地調査時点では必要数を満たしているが、2009年4月から同年9月までの6か月間、民事訴訟法の専任教員が不在であった。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要 教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	1人	3人	2人	1人	1人	1人

不在となった事情は、2008年10月頃に、当時の民事訴訟法専任教員から2009年4月から他大学へ移籍したい旨の希望を伝えられ、当該法科大学院では、即時に後任の人事採用手続を開始し、2008年度中に現在の民事訴訟法専任教員から内諾を得ることはできたが、当時の当該教員の勤務先大学との関係から、専任教員として着任できる時期が2009年10月からとなったことによる。

不在の間、当該法科大学院では、必修科目である「民事訴訟法」の授業は、1年次秋学期配当の科目のため、開講されていなかったが、選択科目である「民事執行保全法」及び「民事法総合演習」が開講され、これらの授業は非常勤講師(現在の専任教員)によって行われていた。

また、この間、民事訴訟法分野について学生の質問などに対応するため、上記非常勤講師の勤務日数を、担当科目が2科目(「民事執行保全法」は金曜日2・3時限、「民事法総合演習」は月曜日2・3限)であることにかんがみれば本来1日で足りるところ、1科目1日として、合計2日間当該法科大学院に勤務する形態とし、質問しやすい環境を整えた。具体的には、質問待機時間のみならず、非常勤講師であるが例外的に教員研究室の使用が認められ、そこで当該教員が学生の質問などに対応した。さらに、民事訴訟法演習を共同で担当してきた実務家専任教員1人が質問に対応して補完してきた。

2 当財団の評価

2007 年度の本評価の時点では、刑事訴訟法の専任教員が不在であり、2007 年度秋学期は、元専任教員が非常勤講師として刑事訴訟法の授業を担当したものの、専任教員不在は1年間に及んだ。そのことが今回の再評価につながったにもかかわらず、再び2009 年度民事訴訟法教員の不在期間があったことは、問題として決して看過することはできない。しかし他方で、今回は、現地調査の時点で民事訴訟法教員は既に着任していること、2009 年度の民事訴訟法教員の不在期間は6 か月であること、その間、現在の民事訴訟法専任教員が非常勤講師として2 つの選択科目を担当し、秋学期には専任教員として必修科目である民事訴訟法の授業を担当していること、不在期間中も学生の質問に答える体制などが一定程度確保されるような努力がなされていることが認められる。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

現地調査の時点では、法律基本科目の各分野毎の教員人数について基準を満たしている。

民事訴訟法の専任教員の不在期間があったが、今回は6 か月間のみであり、その間学生の質問に答える体制をできる限り整えるなど、学生に対する一定の配慮もなされていた。また、必修科目である「民事訴訟法」は秋学期から着任した当該専任教員が担当したため、法律基本科目の必修科目を非常勤教員が担当せざるを得ない事態は回避されている。以上にかんがみると、本項目を不適合とするまでには至らない。

3 - 1 - 3 実務家教員の割合

(評価基準) 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院の必要専任教員数12人のうち、6人の専任教員が5年以上の実務経験を有している。なお、対象の専任教員の5年間の実務経験につき特に問題は見受けられなかった。

2 当財団の評価

当該法科大学院の実務家専任教員の6人全員が、5年以上の実務経験を持つ。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

実務経験を要する専任教員割合について基準を充たしている。

3 - 1 - 4 教授の比率

(評価基準) 専任教員の半数以上は教授であること。

1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院における必要専任教員数は 12 人であるところ、当該法科大学院の専任教員 16 人のうち 13 人が教授である。

また、若手教員が増えているが、教授昇進の基準(教育歴 10 年が基礎資格、その上准教授の場合は 3 年)に従い昇進させることについては、当該法科大学院においても、また全学的にも、障害はない。

2 当財団の評価

専任教員中教授で占めなければならない数を充足している。

3 合否判定

(1) 結論

適合

(2) 理由

専任教員の半数以上が教授である。

3 - 1 - 5 教員の年齢構成

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院の専任教員の年齢構成は以下のとおりである(法令上専任教員とみなすことのできない客員教員2人を含む)。

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者 教員	2人	5人	0人	3人	0人	10人
		20.0%	50.0%	0%	30.0%	0%	100.0%
	実務家 教員	0人	1人	6人	1人	0人	8人
		0%	12.5%	75.0%	12.5%	0%	100.0%
合計		2人	6人	6人	4人	0人	18人
		11.1%	33.3%	33.3%	22.2%	0%	100.0%

2 当財団の評価

本評価時に比べて、40歳以下の教員が増えている。他方で、研究者教員については、51歳から60歳の教員がゼロとなったが、51歳に近い教員も複数名いるため、バランスを失するという事にはならない。

3 多段階評価

(1) 結論

A

(2) 理由

年齢層のバランスがよい。

3 - 1 - 6 教員のジェンダー構成

(評価基準) 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院の教員における男女の割合は以下のとおりである(下表の「専任教員」には、法令上専任教員とみなすことのできない客員教員2人を含む)。

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	9人	8人	23人	6人	46人
	19.6%	17.4%	50.0%	13.0%	100%
女性	1人	0人	6人	0人	7人
	14.3%	0%	85.7%	0%	100%
全体における女性の割合	5.6% 専任教員中、女性の占める割合		17.1% 兼任・非常勤教員中、女性の占める割合		13.2%

2008年4月に女性の専任教員1人を採用したことにより女性比率は5.6%となり、それまでの0%から改善が認められる。

2 当財団の評価

本評価時の状況に比べて、ジェンダー構成は改善されている。

3 多段階評価

(1) 結論

C

(2) 理由

専任教員中の女性の比率は10%未満であるが、専任教員について、女性教員の割合が本評価時から改善されており努力が見られ(兼任・非常勤教員についても比率が改善されているように見えるが、母数も減少しており、実質的には変化がない。), 10%以上となるよう配慮がなされている。

3 - 2 - 1 担当授業時間数

(評価基準) 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 当該法科大学院の現状

当該法科大学院の 2007 年度, 2008 年度, 2009 年度の各年度の教員の担当コマ数の最高, 最低, 平均値は, 以下のとおりである(下表の「専任教員」には, 法令上専任教員とみなすことのできない客員教員 2 人を含む)。

【2007 年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	4.0	4.0	3.0	6.0		1 コマ 100分
最短	2.0	2.3	2.3	5.0		
平均	3.2	3.2	2.7	5.5		

【2007 年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5.0	3.0	2.0	7.0		1 コマ 100分
最短	1.0	1.0	1.0	6.0		
平均	2.9	2.3	1.5	6.5		

【2008 年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	4.3	4.3	3.0			1 コマ 100分
最短	2.0	2.3	2.3			
平均	3.4	3.7	2.7	5.0		

【2008 年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	4.0	3.0	1.0			1 コマ 100分
最短	1.0	1.0	2.0			
平均	2.2	2.2	1.5	6.0		

【2009年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5.0	4.3	3.0			1コマ 100分
最短	2.0	2.0	1.3			
平均	3.3	3.4	2.2			

【2009年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	4.0	3.0	2.0			1コマ 100分
最短	1.0	1.0	1.0			
平均	2.2	1.7	1.5			

学部設置科目の「商法」(「比較会社法」) 1科目, 法学研究科設置科目の「商法特殊研究」 1科目についてのみ, 当該法科大学院教員が兼任している。

また, 教員は科目毎に原則として講義終了後 50 分間を質問待機時間とし学生の質問を受ける時間を持ち, また, オフィスアワーは, 週 2 時間設定されている。

授業以外には, 専任教員数が少ないため, 法科大学院運営にかかる行政上の負担が重い。

2 当財団の評価

教員の授業負担及び学内行政上の負担が重いことについては, 本評価時と大きな変化はない。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

当該法科大学院では, 1コマ分の授業時間が 100 分間であるが, そのことを考慮しても, 教員の授業負担は過重ではなく, 授業準備等を十分にすることができる程度であるといえる。

しかし, 専任教員が少ないため, 当該法科大学院の運営にかかる行政上の負担が重い状況は, 本評価時から変化がなく, なおも改善の余地が認められる。

3 - 2 - 2 教育支援体制

(評価基準) 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 人的支援体制

当該法科大学院は、教員総数 53 人（うち専任教員 18 人）を支援する体制として、法科大学院専属の事務職員総数 5 人，T A 3 人，アドバイザー弁護士 12 人を配置している。

事務職員は、一般事務に加えて、学生への配付用資料としての複写物の作成と配付を行っている。

T A 制度は、教員の授業、その準備等を支援するための体制として設けられており、法学研究科博士課程在学ないし博士課程 3 年修了者の中から 3 人が採用されている。週に 1 日～3 日、それぞれ終日（8 時間程度）勤務しており、教員の教材作成補助、未修者向けの学生の自主ゼミなどの学習支援、試験等の際の補助監督業務を行っている。

ほかに、学生の学習上、生活上の相談を受けるための体制として、アドバイザー制度を設け、若手弁護士 12 人が、隔週 1 回の夕刻 2 時間から 3 時間、得意分野での自主ゼミを開くなどしている。アドバイザー弁護士は、弁護士法人北千住パブリック法律事務所所属弁護士などに依頼している。自主ゼミは、入門的なものとアドバンスドなものがある。また、学習担当のアドバイザーは、修了者のうち新司法試験合格者に対し、司法修習開始までの期間について依頼していたが、今年度は、新規登録弁護士に依頼して、それ以降の期間についても実施可能となっており、面談室で学生の相談に応じている。

なお、修了者のうち 8～9 人を R A（リサーチアシスタント）として雇用し、質問への回答を作成させるなど、教育支援に当たらせている。

(2) 施設、設備面での支援体制

教員の教育活動を支援する仕組みとして、本評価時から導入されていた講義支援システム、授業レポートシステムが引き続き利用されている。その利用者数は、2009 年度は、講義支援システムが 10 人 30 科目、授業レポートシステムが 3 人 8 科目であった。さらに、名古屋大学法学教育支援システム・N L S シラバスもあるが、その利用者は 1 人である。

そのほか、全学的な支援として提供されている教育支援のための各種サービスとして、静止画・動画・音声などのファイルをマルチメディア編集機を使い、教員自身で編集加工ができる設備（MM 工房）、講義のデジタル化とアーカイブ、デジタル教材開発、ホームページ作成支援及び教員の情報機器活用能力向上を支援する講演会などがある。

2 当財団の評価

本評価時に比べて、T Aとアドバイザー弁護士による学生支援が強化されるなど、教育支援体制の充実が認められる。しかし、時間単位の臨時雇用の扱いのため、給与も低く、半ばボランティア的な実態であり、人材の確保に苦勞している状況もある。当該法科大学院では助手や助教などの専任の教育職として雇い入れる可能性についても検討が必要であるとしており、なおも改善の余地がある。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

本評価時よりも、さらに教育支援体制の充実が認められる点があり、支援の仕組み等が充実しているといえるが、なおも、教育支援体制の充実に向けて改善の余地がある状況に基本的には変化がない。

3 - 2 - 3 研究支援体制

(評価基準) 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 当該法科大学院の現状

(1) 経済的支援体制

当該法科大学院は、専任教員と特任教員を対象に研究費を支給しており、その額は年額 41 万円である。科学研究費補助金の申請に制約はなく、また、本大学には特別研究助成制度、学術出版助成制度、国際共同研究助成制度、研究奨励費制度など各種の研究助成制度があり、当該法科大学院の教員も利用は可能であるが、日常の教育活動に相当な時間を取られるために、申請については十分な実績がない。

(2) 施設・設備面での体制

専任教員が実質 18 人と本評価の際と比較して増加しているが、研究室は全部で 18 室あり全員に割り当てることができている。

(3) 在学研究制度

特別研究休暇制度は、法科大学院教員も対象となっているが、その制度を利用した実績はない。従来、1 年間の特別研究休暇をまとめて取得しなければならなかったところ、現在では 6 か月ずつに分けて取得することが可能な制度となっている。

在外研究制度については、本評価時は法科大学院の教員は対象とされていなかったが、本再評価時においては、2010 年度に 1 人の枠が確保され、この制度を利用して、現に 1 人の法科大学院教員が在外研究を行う予定である。

(4) 紀要の発行

独自の紀要として「獨協ロー・ジャーナル」を年 1 回刊行しており、現在までに 4 号を数え、5 号を準備中である。同誌では、各教員の研究活動の記録欄を設けて研究成果を公表している。また、獨協大学法学会が年 4 回刊行している「獨協法学」へも寄稿することができる。

2 当財団の評価

教員の研究費などの経済的支援は充実しており、また、施設・設備面での体制も 18 人の専任教員全員に研究室が割り当てられており、十分である。しかしながら、現在研究室の数は 18 室であることから、今後教員がさらに増加した場合には、一つの研究室を複数教員で使用することも考えられ、その点が懸念される。

他方、特別研究休暇制度は、従来 1 年間で取得していたものが、6 か月を

2回と分けて取得することが可能となり、利用しやすいように改善されている。在学研究制度についても、法科大学院の利用枠を確保し、さらに実際にも2010年度に1人の専任教員に利用予定があるなど、さらなる改善がなされていることが評価できる。

しかし、当該法科大学院では専任教員が少人数のため、教育のほか、運営管理に時間を取られることが多い。そのため、研究時間を十分に確保できない、あるいは、研究支援体制を十分に活用できないなどの状況があり、大学全体の理解を得て研究支援職員を置くなど、なおも改善の余地・必要性がある。

3 多段階評価

(1) 結論

B

(2) 理由

在外研究制度が法科大学院教員も利用できるものとなり、実際の利用者も現れる予定であるなど、研究支援体制は、本評価時と比して充実が認められ、支援制度等の配慮がなされているといえる。しかし、専任教員が少人数であるため、研究以外の業務の負担が大きく、なおも改善の余地がある状況は基本的には変わっていない。

第4 再評価のスケジュール

【2009年】

- 2月～3月 修了予定者へのアンケート調査
- 9月16日 自己点検・評価報告書提出
- 10月6日 学生へのアンケート調査（～10月19日）
- 10月7日 教員へのアンケート調査（～10月19日）
- 11月9日 評価チームによる事前兼直前検討会
- 11月9・10日 現地調査
- 11月10日 評価チームによる事後検討会（評価チーム報告書作成）
- 12月25日 評価委員会分科会（再評価報告書原案検討）

【2010年】

- 1月12日 評価委員会（再評価報告書原案作成）
- 1月21日 再評価報告書原案提示及び意見申述手続告知
- 2月19日 再評価報告書原案に対する意見申述書提出
- 3月12日 評価委員会（再評価報告書決定）
- 3月24日 再評価報告書送達及び異議申立手続告知